

## 山形県助成金・支援金・助成金

- ・山形県観光施設支援事業費助成金(山形県)

対象：次の全ての要件を満たしている者。

- ・山形県内において宿泊施設又は観光立寄施設を営む事業者であること
- ・旅館業法の許可を受けて、第2条第2項又は第3項に規定する宿泊施設
- ・助成金の受給後も事業を継続すること
- ・山形県暴力団排除条例第2条で定める「暴力団等」に該当しないこと

<https://yamagata-kanko-shien.jp/>(山形県観光施設支援事業費助成金 HP)

- ・庄内町中小企業者緊急支援給付金(庄内町)

対象：令和4年1月から2月までの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により業況が悪化し、又は事業に重大な影響が生じている中小企業者

<https://www.town.shonai.lg.jp/business/shoukougyo/R4FY-chusho-kinkyu-sien.html>(庄内町 HP)